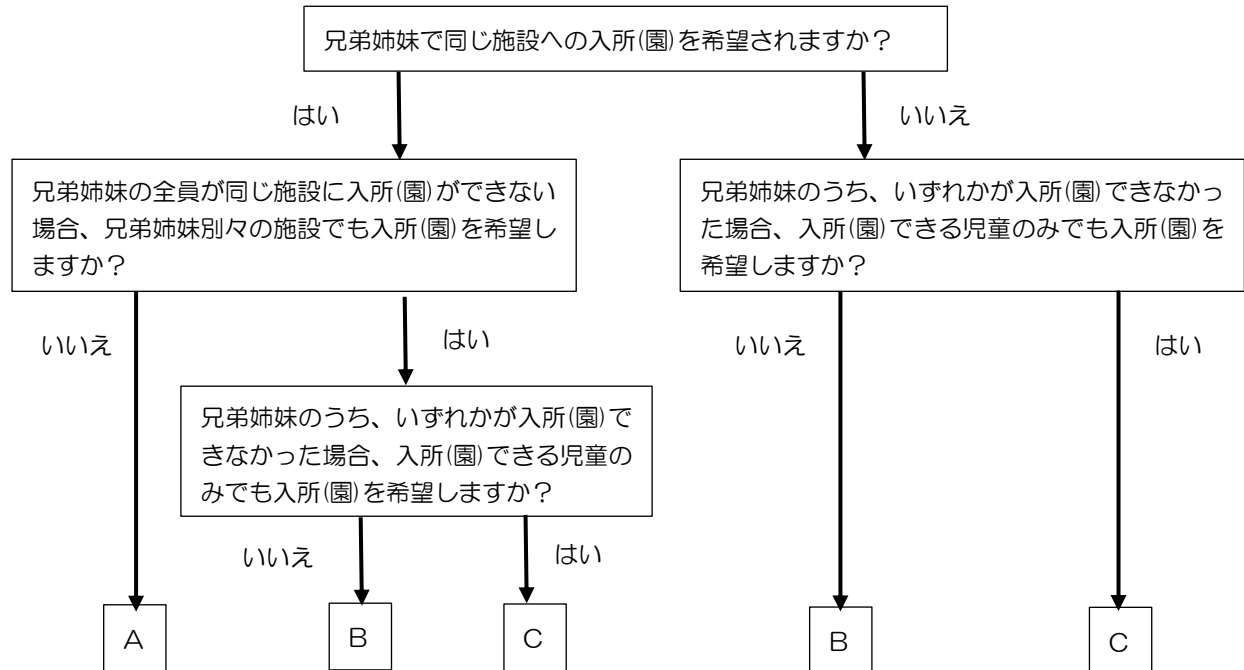


兄弟姉妹同時申込についての意向確認

兄弟姉妹で同時に入所申込み（保育施設等に入所中で別施設への転所を希望する場合や、こども園（1号認定）に在籍しており2号認定への転籍を希望する場合を含みます。）をする場合は、以下のフローチャートで得られた結果に基づき、「高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届（2号・3号認定）兼入所申込書（2号・3号認定）」の「3.希望する保育施設等について」右欄（以下「ABC チェック欄」といいます。）のA～Cのいずれかにチェックしてください。複数チェックしている場合やチェックがない場合は、「A」を選択したものとして判断します。

※ 以下のフローチャートで結果が得られない場合は、こども保育教育課までご相談ください。



調整方法		注意事項
A：同じ保育施設等の利用を希望する(異なる保育施設等は希望しない。)	A	兄弟姉妹のいずれかだけなら希望順位の高い施設の受入が可能な場合は、 希望順位は低い が「 全員の受入が可能な施設 」があれば、「 全員の受入が可能な施設 」に入所内定し、「 全員の受入が可能な施設 」がなければ、 全員が入所保留 となります。
B：同じ保育施設等の利用ができない場合は、異なる保育施設等でもよい。	B	兄弟姉妹のいずれかについて受入可能な施設がない場合は、 全員が入所保留 となります。
C：利用できる子どもだけでも利用を希望する(利用できない子どもについては、在籍証明書などの提出により、所属を証明する必要があります。)	・ C 共通	兄弟姉妹の希望先に同じ施設が含まれる場合は、 原則として、兄弟姉妹全員が同時に同じ施設に入所できることを優先して利用調整を行う ため、希望順位は低い「全員の受入が可能な施設」がある場合は、兄弟姉妹のいずれかだけなら希望順位の高い施設の受入が可能な場合であっても、「 全員の受入が可能な施設 」に入所内定することとなります。 兄弟姉妹全員が同時に同じ保育施設等に入所できることを優先する利用調整を希望しない（希望順位どおりの利用調整を希望する）場合は、ABC チェック欄の余白に「兄弟姉妹で同じ保育施設等に入所できることを優先せず、希望順位どおりの利用調整を希望します。」と記入してください。
	C	上の子だけ利用できる場合は利用を希望しないが、下の子だけ利用できる場合は利用を希望するなど、「 利用できる子ども 」を限定したい場合は、ABC チェック欄の余白に「 上の子だけの入所は希望しない 」等、その旨を記入してください。 ※ 「下の子の入所」と「育休要件で入所中の上の子の転所」を同時に申込する場合は、「下の子だけの入所は希望しない」とすることはできません。

※本用紙は、提出の必要はありません。

《裏面あり》

利用調整の結果の例

《受入可能状況》

入所希望施設名とその受入可能状況を記載します。

○：受入可能

×：受入不可

【例1】

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	ア施設：○	イ施設：○	ウ施設：○
第2子	ア施設：○	イ施設：○	ウ施設：○

【例2】

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	ア施設：○	イ施設：○	ウ施設：○
第2子	ア施設：×	イ施設：○	ウ施設：○

【例3】

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	ア施設：○	イ施設：○	ウ施設：○
第2子	イ施設：×	ウ施設：○	エ施設：○

【例4】

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	ア施設：×	イ施設：×	ウ施設：×
第2子	ア施設：×	イ施設：○	ウ施設：×

【例5】

	第1希望	第2希望	第3希望
第1子	ア施設：○	イ施設：×	ウ施設：○
第2子	ア施設：×	イ施設：×	ウ施設：×

《利用調整の結果》

調整方法ごとの結果（入所内定施設名又は保留）を記載します。

原則：兄弟姉妹全員が同時に同じ施設に入所できることを優先

希望順：ABC チェック欄の余白に「兄弟姉妹で同じ保育施設等に入所できることを優先せず、希望順位どおりの利用調整を希望します。」と記載している場合

下の子：ABC チェック欄の余白に「上の子だけの入所は希望しない」と記載している場合

	A	B		C		
		原則	希望順	原則	希望順	下の子
第1子	ア施設	ア施設	ア施設	ア施設	ア施設	ア施設
第2子	ア施設	ア施設	ア施設	ア施設	ア施設	ア施設

	A	B		C		
		原則	希望順	原則	希望順	下の子
第1子	イ施設	イ施設	ア施設	イ施設	ア施設	イ施設
第2子	イ施設	イ施設	イ施設	イ施設	イ施設	イ施設

	A	B		C		
		原則	希望順	原則	希望順	下の子
第1子	ウ施設	ウ施設	ア施設	ウ施設	ア施設	ウ施設
第2子	ウ施設	ウ施設	ウ施設	ウ施設	ウ施設	ウ施設

	A	B		C		
		原則	希望順	原則	希望順	下の子
第1子	保留	保留	保留	保留	保留	保留
第2子	保留	保留	保留	イ施設	イ施設	イ施設

	A	B		C		
		原則	希望順	原則	希望順	下の子
第1子	保留	保留	保留	ア施設	ア施設	保留
第2子	保留	保留	保留	保留	保留	保留

※ 例4・例5の選考結果において、入所内定となった児童がその施設に入所するためには、保留となった児童の「祖父母等（同居の場合は65歳以上に限ります。）による家庭内保育」又は「認可外保育施設（月ぎめ契約に限ります。）・幼稚園等の在籍」が必要です。祖父母等による家庭内保育の場合は家庭内保育申立書の提出が必要です。認可外保育施設・幼稚園等に在籍の場合は、在籍する施設の種類により、在籍証明書の提出が必要な場合があります。